

公立大学法人公立ほこだて未来大学第2期中期目標

函館圏公立大学広域連合

公立大学法人公立ほこだて未来大学 第2期中期目標

(平成25年11月25日函館圏公立大学広域連合議会議決)

はじめに

公立大学法人公立ほこだて未来大学は、「人間」と「科学」が調和した社会の形成を希求し、高度情報社会に対応する深い知性と豊かな人間性を備えた創造性の高い人材を育成するとともに、知的・文化的・国際的な交流拠点として地域社会と連携し、学術・文化や産業の振興に寄与することを基本理念とする。

道南圏唯一の公立大学としての教育・研究の知見を生かし、地域文化の発信基地および経済活性化の支援基地としての役割を果たすという使命を自覚し、この理念の実現に向けて、次の基本的な目標を掲げ、これを達成するための中期目標を定める。

《第2期中期目標の基本的な考え方》

第1期中期目標期間においては、開学10年を経て、学科・コースの再編や高度ICTコースの新設、メタ学習センターの設置、旧共同研究センターの社会連携センターへの改組改称、ならびに、法人化後の運営基盤の確立などに努めてきたところである。

少子高齢社会が進展するなか、大学や地域が置かれた社会的・経済的環境は大きく変化しており、ますます柔軟かつ機動的な大学運営の対応が必要とされている。

第2期中期目標期間においては、時代の要請をさきがける戦略的な大学経営の実現を目指し、第1期に整備した組織体制の基盤を強化するとともに、教育・研究・地域貢献の内容のさらなる充実を図っていく。

基本的な目標

1 教 育

幅広い知識と創造性・多視点性を備えた豊かな感性に基づく総合的判断力や専門的な知識と技能に裏付けられた創造的実践力，さらには，周囲に能動的に働きかけるコミュニケーション能力を有し，社会と深く関わりながら問題発見とその解決を追求することを通じて，高度情報社会の発展に貢献できる人材を育成する。

2 研 究

公立はこだて未来大学独自の学際的分野である，システム情報科学の基礎的・応用的研究において，世界的水準を視野に入れた独創的な研究活動を推進し，オンリーワンの成果を世界に発信するとともに，技術の変化と社会の変化を先取りした戦略的な研究に努める。

3 地域貢献

地域に開かれた大学として，学術・文化・技術移転・共同研究等の幅広い領域において，多様な社会連携活動を推進するとともに，総合的かつ長期的な視野に立った地域振興への貢献に取り組む。

また，国際的な学術交流と人材育成，社会連携等を通じて，地域社会の国際交流の発展に貢献する。

4 組織運営

迅速で柔軟な意思決定と点検・評価のシステムを整備し，効率的，効果的で透明性の高い組織運営の維持を図る。また，第1期の取り組みを踏まえ，より戦略的な経営体制の確立に取り組む。

第1 第2期中期目標の期間および教育研究上の基本組織

1 第2期中期目標の期間

平成26年4月1日から平成32年3月31日までの6年間とする。

2 教育研究上の基本組織

この第2期中期目標を達成するために、公立はこだて未来大学にシステム情報科学部およびシステム情報科学研究科を置く。

附属機関として、社会連携センターおよび情報ライブラリーを置く。

第2 基本的な目標を達成するための目標

1 大学全体としての理念・目標

[教 育]

高度情報社会において先導的な役割を担う人材を育成するために、総合的・論理的な思考力の醸成を重視した基礎教育・教養教育や実践的知識と創造性の醸成を重視した専門教育のほか、専門分野の壁を越えて多角的な視点から問題発見と解決に取り組む力の醸成を重視したプロジェクト学習を教育カリキュラムの柱としながら、新入生導入教育や課外学習、継続的な成長とキャリア開発のための総合的な学習支援環境の充実に取り組む。

また、高度ICTコースを中心に、大学院修士課程への進学を前提とした公立はこだて未来大学らしい専門教育の開発を推進する。

さらには、先導的な研究人材を育成するために、複雑系科学、知能システム、情報システム、情報デザインの各専門分野を統合した新しい研究領域の開拓を図り、大学院教育の高度化を目指す。

[研 究]

独創性の高い研究領域や社会の要請を一步先駆けた研究領域、地域振興への貢献度の高い研究領域等について、重点化・戦略化を図るとともに、外部資金の戦略的な獲得に努める。

[地域貢献]

教育・学術・文化から産学連携・技術意見・共同研究まで、また、教員や学生が主導する連携から大学としての組織的な連携までといった、多様な分野やレベルでの社会連携を推進するとともに、総合的・長期的な視野に立った地域振興への貢献を図る。

〔組織運営〕

理事長や役員会議，部局長会議，教育研究審議会等の責任ある主導のもと，第1期中期目標期間で築いた基盤を強化しつつ，今後は，さらに地域の公立大学，小規模な大学としてふさわしい，効率的で健全な組織運営体制を教職員が一体となって追求する。

2 教育に関する目標

(1) 学部教育に関する目標

学部教育の設計・開発においては，ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与に関する方針）を明示化し，適切な成績評価・単位認定を実施するとともに，いわゆる21世紀型スキル(注)に対応した教育手法・内容について検討と導入を進めていく。

また，教員が授業内容や教育全体の質を向上させるための，ファカルティ・ディベロップメント（FD：教員の教育能力を高めるための実践的方法）の組織的な取り組みを拡充する。

学部教育の質の向上においては，プロジェクト学習（PBL）や地域連携型教育等の様々なアクティブ・ラーニング（能動的学習）手法の効果的な導入や授業外教育プログラムの提供・活用の検討を進めるとともに，デジタルものづくり教育等の先進的な専門教育手法を導入する。

また，国際的スキルとしての英語教育・コミュニケーション教育の充実や先端的な教育のための高度情報基盤を継続的に整備する。

〔注：教育関係者の国際団体ATC21Sが定義した21世紀を生き抜く力の世界標準。
具体的には，創造的思考力，批判的思考力，問題解決能力，道具となるリテラシー能力，
自律学習能力，キャリア設計力，地域社会・グローバル社会における市民責任遂行能力等〕

(2) 大学院教育に関する目標

大学院教育の設計・開発においては，専門領域を超えて学際的な活動ができる多視点性を備えた人材の育成を進めるとともに，システム情報科学という公立はこだて未来大学独自の学際領域のあるべき姿を見据え，計画的な評価や見直しを行い，カリキュラムの継続的な整備に努める。

大学院教育の質の向上においては，研究者や専門家として必要とされるアカデミックリテラシー（大学院で必要な基礎的な学修能力）を向上させる教育を充実するとともに，実践的な研究力の育成を進めるため，地域連携型研究教育等の積極的な導入やリサーチアシスタント（RA：優秀な学生を研究補助者として参画させる）制度の活用のほか，自立した研究者としての能力やキャリア設計能力の育成を支援する。

また，国内外の大学院や研究機関への留学の機会の充実等により，国際性や多視点性の育成を図る。

3 学生の受け入れに関する目標

(1) 学部入学者の受け入れに関する目標

学部の入試制度については、多元的な評価に基づく入試の実施と国の制度改革に対応した対策を継続的に進める。

アドミッション・ポリシー（入学者受け入れ方針）を明示化するとともに、他の学校からの転入者や社会人の受け入れを進めるほか、女子学生比率の向上や障がい者の受け入れ体制の整備などダイバーシティ（人材の多様性）に対応していく。

入学時の導入支援として、多様な入学枠に対処する入学前教育や導入教育を進めるほか、入試や入学者追跡調査データの分析・活用を図る。

(2) 大学院入学者の受け入れに関する目標

適切な入試制度や受け入れ態勢を整備するとともに、他大学や社会人、留学生などの多様な専攻からの学生や内部進学者の受け入れを積極的に進め、適正な充足率の確保に努める。

4 学生支援に関する目標

(1) 学習・履修状況、進路設計に関する目標

学生の主体的な学習を促すよう、履修に関する支援や履修情報の電子化を進めるとともに、ポートフォリオ・システム（注）の活用を図るほか、学生同士の学習相互支援体制や学習環境の拡充・整備に努める。また、学生が自己の能力や適性に応じた専攻コースの選択や卒業研究ができるよう支援する。

〔注：学生個人毎の学習活動の成果・経過を保存し、同時に学内で公開するシステム〕

(2) 学生生活、就職活動に対する支援に関する目標

学生の生活・健康・進路等の相談のほか、課外活動など学生生活に関する支援を行うとともに、経済的援助制度の検討を進める。

また、学生の就職活動への相談・支援体制を充実し、良好な就職環境の整備に努める。

5 研究の推進に関する目標

(1) 重点的・戦略的な研究テーマに対する支援に関する目標

大学の独自性や地域貢献等をテーマとする重点研究および社会連携や教育方法等をテーマとする戦略研究に対し、学内研究資金等を集中的に投入するなどして支援を強化するとともに、複数の教職員等での研究については、

コラボラティブ・ラボラトリ（コ・ラボ）制度（注）を積極的に活用し、大学として公式な組織として認定し支援する。

〔注：公立はこだて未来大学としてふさわしい研究活動を大学公認の組織としてオーソライズし、内からも外からも「見えるもの」にしていく制度〕

（２）重点的・戦略的な研究への評価と情報公開に関する目標

研究に対する内部評価を実施し、研究成果等について学内で情報共有を図るとともに、様々な媒体を通じて研究成果を情報公開し、研究成果の地域社会への還元を推進する。また、研究倫理の遵守を徹底する。

（３）外部資金の確保、研究成果の知的財産化や事業化の支援に関する目標

科学研究費助成事業などの外部研究資金の確保に努めるとともに、研究成果の知的財産化や事業化の支援を進め、広く社会に還元する。

6 地域連携・地域貢献活動に関する目標

地域の知の創出・交流拠点としての活動理念を追求し、地域連携型の教育研究活動を進め、地域との対話・参加の機会を創出していくほか、技術移転・共同研究活動や社会的・文化的活動を推進し、地域の産業振興や起業の促進に努める。

また、地域の小中高等学校との連携を推進し、学力・学習意欲向上など地域の教育水準の向上に貢献する。

さらには、地域の高等教育機関との連携や生涯学習・社会人再教育等の機会の拡充を進めるとともに、顕彰制度も活用しながら、更なる地域貢献活動を推進していく。

7 国際・国内の学術交流、連携等に関する目標

国内外の大学や研究機関等との学術交流連携を進めるなど、グローバルな学術交流ネットワークの構築を図るとともに、単位互換やダブルディグリー制（注）について引き続き検討を進める。

また、他大学への留学や他大学からの留学生受け入れに係る支援体制の整備を進める。

〔注：外国等の他大学と教育課程の実施等について協議し、双方の大学がそれぞれ学位を授与する制度〕

8 附属機関の運営に関する目標

（１）社会連携センターの運営に関する目標

社会連携の理念と活動方針を策定するとともに、社会連携の全学的な取り組みを推進する。

また、外部研究資金の確保や研究成果の知的財産化・事業化に対する支援のほか、地域への技術移転や共同研究活動、地域連携による社会的・文化的活動を推進する。

さらには、このような多様な職務を遂行するため、専門能力を有するスタッフの育成と組織化を進める。

(2) 情報ライブラリーの運営に関する目標

蔵書・資料の効果的な整備を進めるとともに、今後の蔵書スペースの確保を図るほか、電子ジャーナル・論文データベース等の効果的な整備や機関リポジトリ（注）の整備を進める。

また、学生や市民の利用促進を図るほか、地域の公共図書館等との連携を積極的に推進する。

[注：研究機関（大学）が、論文や紀要などの知的生産物を電子的形態で集積し、保存・公開する電子アーカイブシステム]

9 運営・管理および財政基盤の安定化に関する目標

(1) 大学の運営・管理に関する目標

迅速かつ的確な意思決定を行う体制を継続していくとともに、大学の運営方針を踏まえた理事長主導による戦略的な運営体制を検討する。

また、適切な業務分担による実効性の高い運営体制を進めるとともに、事務組織の効率的・効果的な運営のために必要な改善・改革を行う。

(2) 教職員の人事体制の適正化、業績評価に関する目標

教職員の多様な採用方法を導入するなど、柔軟で効率的な人員体制を構築する。

事務職員の人事評価の構築や研修制度等の整備を進めるとともに、事務局プロパー職員の戦略的かつ計画的な人材育成を図る。

また、教員業績は多元的な評価を実施し、評価結果を処遇に反映させるシステムの構築について引き続き検討する。

さらには、教員の在外研究制度を引き続き推進する。

(3) 財政基盤の安定化に関する目標

安定的な財政基盤の確立を図るため、適切な予算配分と効率的な執行に努め、経費の節減を図るとともに、外部資金の確保と拡充を図る。

また、効率的・効果的な資産管理を行う。

10 自己点検・評価、広報・IR等の推進に関する目標

(1) 大学の自己評価・外部評価に関する目標

自己点検・評価を定期的実施するとともに、外部の有識者等によるアドバイスや評価の実施も検討する。

また、広域連合評価委員会による評価や外部の認証評価機関による大学機関別認証評価を受審し、今後の大学運営の改善・改革に反映させる。

(2) 広報・IR等の推進に関する目標

大学のブランド力向上や地域における情報発信等の向上のため、戦略的な広報を推進するとともに、後援会や同窓会等の組織との良好な協力関係を維持する。

また、データに基づく大学運営と教育改革を目指し、インスティテューショナル・リサーチ（IR）（注）の導入を進める。

〔注：大学における諸活動に関する情報を収集・分析することで学内の改善活動を支援し、外部に対して説明責任を果たす活動〕

11 その他業務運営に関する目標

(1) 大学の施設設備全般の整備に関する措置

施設設備の有効活用と計画的な修繕・改修を進めるとともに、各種システムの効率的・効果的な整備を実施する。

また、研究機能を一部移転する国際水産・海洋総合研究センターや東京サテライトオフィスの活用を進め、各種サテライト機能の充実を図る。

(2) 環境、安全管理および人権擁護への配慮に関する目標

省エネルギー対策等による環境負荷の削減に努める。

全学的な安全衛生管理と事故防止、適切な健康管理に努めるほか、情報セキュリティ対策を充実させる。

また、ハラスメント防止等ガイドラインに基づく人権侵害防止に努める。